

○工事請負契約約款 新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>契約書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7. 建設発生土の搬出先等)</p> <p>この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。</p> <p>なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</p> <p>本文 (略)</p> <p>第1条～第30条 (略)</p> <p>(前払金使用)</p> <p>第31条 受注者は、第29条の規定により支払を受けた前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却された割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額</p>	<p>契約書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 新設</p> <p>本文 (略)</p> <p>第1条～第30条 (略)</p> <p>(前払金使用)</p> <p>第31条 受注者は、第29条の規定により支払を受けた前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却された割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額</p>

及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの  
工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第 32 条～第 54 条 (略)

及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの  
工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第 32 条～第 54 条 (略)